

第 4 号議案

府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

府中市文化芸術推進計画検討協議会の設置に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1 府中市長の附属機関の表に次のように加える。

府中市文化芸術推進計画 検討協議会	府中市文化芸術推進計画の案に関する事項 その他市長が必要と認める事項	10人以内	1年
----------------------	---------------------------------------	-------	----

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正）
- 2 非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 いじめ問題調査委員会委員の項の次に次のように加える。

文化芸術推進計画検討協議会委員	日額	11,000円
-----------------	----	---------

府中市附属機関の設置等に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新				旧			
別表（第2条～第5条）				別表（第2条～第5条）			
1 府中市長の附属機関				1 府中市長の附属機関			
名称	所掌事項	委員		名称	所掌事項	委員	
		定数	任期			定数	任期
省 略				省 略			
府中市文化芸術推進計画検討協議会	府中市文化芸術推進計画の案に関する事項その他市長が必要と認める事項	10人以内	1年	(追 加)			
2 省 略				2 省 略			
付 則							
(施行期日)							
1 <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>							
<u>(非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正)</u>							
2 <u>非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。</u>							
<u>別表第1いじめ問題調査委員会委員の項の次に次のように加える。</u>							
文化芸術推進計画検討協議会委員		日額 11,000円					